

燕市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の不均一課税に関する条
例の制定について

燕市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の不均一課税に関する
条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 9 日 提 出

燕市長 佐 野 大 輔

記

燕市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成 12 年法律第 148 号。以下「法」という。)第 3 条の規定により、原子力発電施設等立地地域として指定された本市において、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 6 条第 2 項の規定に基づき固定資産税の不均一課税を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(固定資産税の不均一課税)

第 2 条 原子力発電施設等立地地域内において、法第 3 条第 3 項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和 9 年 3 月 31 日までの期間(当該地域が当該期間内に当該原子力発電施設等立地地域に該当しないこととなる場合には、公示日からその該当しないこととなる日までの期間)内に、製造の事業、道路貨物運送業、こん包業又は卸売業の用に供する次項に規定する対象設備を含む設備(一の設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。))であって、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和 40 年政令第 96 号)第 6 条第 1 号から第 7 号まで又は法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 13 条第 1 号から第 7 号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が 2,700 万円を超え、かつ、道路貨物運送業、こん包業又は卸売業の用に供するものにあつては、これらをそれぞれその事業の用に供したことに伴って増加する雇用者(日々雇い入れられる者を除く。)の数が 15 人を超えるものに限るものとし、法第 2 条に規定する原子力発電施設等に係るものを除く。)を新設し、又は増設した者について、対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以降に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、当該設備を新設し、又は増設した日の属する年の翌年(当該日が 1 月 1 日

である場合においては、当該日の属する年)の4月1日の属する年度から3年度分について、燕市税条例(平成18年燕市条例第61号)第50条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める率とする。ただし、他の条例の規定による固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用を受けている場合を除く。

年度	税率
初年度	0
第2年度	100分の0.35
第3年度	100分の0.7

2 対象設備は、機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備並びに次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める建物及びその附属設備とする。

- (1) 道路貨物運送業 車庫用、作業用又は倉庫用の建物
- (2) こん包業及び卸売業 作業場用又は倉庫用の建物
- (固定資産税の不均一課税の適用の申請)

第3条 前条の規定により固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(不均一課税の取消し)

第4条 市長は、固定資産税の不均一課税の適用を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その固定資産税の不均一課税を取り消すことができる。

- (1) 対象設備に係る事業を休止し、又は廃止したとき。
- (2) 市税の納付を怠ったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正行為により固定資産税の不均一課税の適用を受けたとき。
- (4) この条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (5) その他市長が不適当と認めたとき。

(報告又は調査)

第5条 市長は、固定資産税の不均一課税の適用を受ける者に対し、必要な

事項について報告を求め、又は調査をすることができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。